

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース 第4号 2021年5月



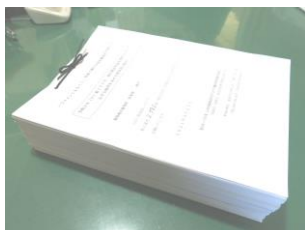
傍聴席が支援者で満席に！ 報告集会でも激励うける



公開での裁判を求めて

裁判所から労基署に原告らの労災認定について、開示請求をしていました。当初は4月の口頭弁論前に開示予定でしたが、手続きに時間を要して5月中旬と遅れる事態に。大幅な遅れになるので裁判所から「4月の口頭弁論を遅らせては？」との提案がありました。しかし、倉持先生は口頭弁論期日維持にこだわりました。この裁判に熱量を持って市民が監視しているという事を4月より交代になった裁判長（遠藤東路裁判長から小川理佳裁判長へ）に知って欲しい思いからです。その結果、口頭弁論期日直前に代理人と裁判所のみで行う進行協議（テレビ会議手続）とし、その内容を口頭弁論で傍聴人に説明するという形に調整され、口頭弁論が維持されました。

予定通り4月27日（火）しのぶ福祉会のパワハラ裁判の第4回期日が開かれ、24席定数の傍聴席は支援者で満席になりました。今回は前回原告側が提出した多数の不法行為（表に整理したもの）についての被告側の反論が出されました。



共同代表 川村 滋道さん

県労連労働相談センター 所長

傍聴席（24席）会場をいっぱいにし、この裁判は注目を集めているというアピールが出来ました。組合は団体交渉を5回行い、相手側（被告ら）のことを実際見て知っています。いろいろな反論をすることを予想されますが、真実はひとつです。支援する方々を広めて、安心できる環境で原告二人が無事復帰できるよう、皆様ご支援ご協力お願いします。

共同代表 高橋 勝行さん

県医労 連執行委員長

本日、裁判所へ共同代表4名で2782筆の「公平な裁判を求める要請」署名を提出しました。一度だけではなく何度も提出していきます。

支援する会へのご意見や、原告への応援メッセージを募集しています。FAXでお寄せください。

支援する会加入状況 5月18日現在

団体加盟 18団体

個人加盟 78名

引き続き署名のご協力
お願いします！

署名

第1回4月27日提出 2782筆

倉持 恵 弁護士

雪うさぎ法律事務所

傍聴席が満席になるほどお集まりいただき、裁判にこれだけ多くの人に関心を持っているという

ことを新しい裁判長に伝え、スタートが出来ました。

口頭弁論の直前に代理人と裁判所のみで行う今回のテレビ会議では、裁判長からお互いの主張について質問・確認がありました。この裁判は『事実レベルとして、あるか、ないか』という争いなのか。それとも『事実はあるが、それが違法かどうか』という、評価レベルでの争いなのか。ということでした。こちらからは、書類として大半が事実としてであると伝え、被告側弁護士もそれを認識しており、『違法かどうかの評価レベル』での争いだと確認されました。

今回の相手方からの反論ですが、労災認定された事イコール会社が悪いという事ではないとの主張。(過去の判例をコピーしたものを添付)

また、原告らの労働時間のデータを添付し、労働時間(時間外)が長くなかったのに労災認定されるのはおかしい。法人は精神的負荷ストレスを与えていない。という主張でした。

長時間労働がなくても、他に精神的負荷(パワハラ・セクハラ)があれば、労災認定となります。相手の主張は根拠がなく、なぜ労働時間の長さを出しているのか訳がわからない。

当初の予定より労基署の情報開示が遅れていますが、今回は原告側が開示された情報から『評価について』の書類を準備します。(6月30日まで)

次回(7月5日)も今回同様、前半は代理人と裁判所のみで行う進行協議(テレビ会議手続)とし、結果を公開の場で皆さんに説明する形になります。

鈴木 修さん 農協労連

支援する会に加入させていただきました。加盟組合から十数万円カンパが寄せられました。代表者会議で原告からの直接の訴えが響き、今回の大きなカンパにつながりました。また、署名も取り組んでいるところです。これからも支援していきます。

川村啓司さん 国民救援会・会津支部

国民救援会としては、福厚労の白河パワハラ裁

判の経験があるので、それを活かして支援をやっていききたいと思います。

折笠由美子さん 県医労連・福厚労

昨年まで、白河パワハラ裁判を闘っていました。原告は今年1月に医療職への再就職が決まりました。ご支援ありがとうございました。裁判は厳しく大変なことです。ましてや、労災認定を認めないなんて、よっぽどどうしようもない経営者なんだと思います。支援の力は大きな励ましになるので、これからも応援していきたいと思っています。

浅木茂明さん 国民救援会・郡山支部

法人内や職場では民主的に話し合いがされていたのかどうか、従業員の意見がきちんと聞かれていたのかどうかを明らかにし、職場を健全化していくことが重要になると思います。

ふたりの原告より

《Kさん》 言いたいことや、思うことはたくさんあります。原告の叫びに近い思いを、各支援団体の方々に訴える時間と場を与えていただき、また、たくさんの署名・カンパをありがとうございます。倉持先生・西沢先生に全幅の信頼をおいております。これからも宜しく願いいたします。

《Sさん》 平日にも関わらず、こんなにたくさんの方に集まっていたいただき、ありがとうございます。このことが無ければ縁がなく知らない者どうしだったはずの皆様にごこまでの応援をしていただき、署名を頂き、感謝しかありません。次、7月で焦る気持ちがありますけれども、今後とも宜しく願いいたします。

● 第5回期日

7月5日(月) 午前10:30~

福島地方裁判所

※傍聴の方は10:15 一階ロビー集合

報告集会 午前11:00~

福島市市民会館 501号室